

国立国語研究所学術情報リポジトリ

国語教育・政策

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2019-03-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 甲斐, 睦朗 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15084/00002208

国語教育・政策

甲斐 睦朗

(京都橘大学)

1. 国立国語研究所設立時の国語教育・政策の理念

『昭和24年度国立国語研究所年報—1—』(1951年3月 秀英出版 以下、文献1と呼ぶ)の「国立国語研究所設立の経過」の最初に掲げられている「国立国語研究所設置法」(昭和23年12月20日)は全10条から成る。その第一条から第三条までは次のとおりである。

(目的及び設置)

第一條 国語及び国民の言語生活に関する科学的調査研究を行い、あわせて国語の合理化の確実な基礎を築くために、国立国語研究所(以下研究所という。)を設置する。

2 研究所は、文部大臣の所轄とする。文部大臣は、人事及び予算に関する事項に係るものを除くほか、研究所の監督をしてはならない。

(事業)

第二條 研究所は、次の調査研究を行う。

一 現代の言語生活及び言語文化に関する調査研究

二 国語の歴史的発達に関する調査研究

三 国語教育の目的、方法及び結果に関する調査研究

四 新聞における言語、放送における言語等、同時に多人数が対象となる言語に関する調査研究

2 研究所は、前項の調査研究に基き、次の事業を行う。

一 国語政策の立案上参考となる資料の作成

二 国語研究資料の集成、保存及びその公表

三 現代語辞典、歴史的国語辞典その他研究成果の編集および刊行

(調査研究の委託)

第三條 研究所の事業は、他の研究機関又は個人によって既に行われ、又は現に行われている同種の調査研究と重複しないことを原則とする。

2 研究所は、前項の重複をさけるために、前条第一項各号の一に該当する調査研究が他の適当な研究機関又は個人によって既に行われている場合には、研究所の事業として、その調査研究をその研究機関又は個人に委託することができる。

文献1の巻頭には初代所長西尾実氏の「はじめに」が置かれている。この「はじめに」に従って、これらの条文について少し解説を加えておきたい。第一条の第一項について、用語「あわせ

て」を前後する「国語及び国民の言語生活に関する科学的調査研究を」行うことと、「国語の合理化の確実な基礎を築く」こととの意味・論理関係が詳しく説明されている。本稿の題目「国語教育・政策」は直接には後者「国語の合理化の確実な基礎を築く」ことにかかわっている。つまり、最初に「国語及び国民の言語生活に関する科学的調査研究」が行われてはじめて「国語の合理化の確実な基礎を築く」ことができるということである。

その第一条は第二条で具体化されている。特に国語教育については第二条第一項の「三 国語教育の目的、方法及び結果に関する調査研究」で取り上げられている。これは、第二項の事業では「一 国語政策の立案上参考となる資料の作成」に結びつく調査研究ということになる。この関連付けは、設立されて60年に至る国立国語研究所における国語教育の在り方と実際の差異を考察する上で重要な意味をもつことになる。なお、ここで「国語教育の在り方と実際の差異」という言い方をしたが、これは当時の時代的な必要性などを無視し、すでに半世紀も経過した現在の判断ということで、次のように断言すると当時の関係者に申しわけないことになるが、教室における国語科の学習指導に直接に役立つ、言い換えると現場の教師の要求に応えるという観点を重視した結果、国立国語研究所の理念からかけ離れた調査研究に手厚くなったと言わざるをえない。

2. 国語教育に関する調査研究

文献1の「昭和24年度の調査研究」には、国語教育の調査研究に関して、次の2項目が取り上げられている（カッコ内はページ数である）。

- ・ 国語教育に関する研究（159～182 ページ）
- ・ 国語学力標準設定に関する調査研究（183～209 ページ）

上記の「国語教育に関する研究」では、「国立国語研究所の仕事としてふさわしい国語教育の具体的な調査研究項目をきめる」という課題について、「興水実と平井昌夫の合議によって、一応の項目一覧『国語教育に関する調査研究』を作成」している。それは、次のA～Iの9項目で、それぞれはさらに細分されている（カッコ内は細分化した項目数）。本稿では、この9項目の検討によって、当時の国立国語研究所の国語教育の取組みの方向などを明らかにすることにした。

- A 国語教育についての社会調査（2類5項目に細分）
- B 言語能力の発達についての調査（4類15項目に細分）
- C 国語教育に必要な児童生徒の関心領域の調査（4類に細分）
- D 国語教育のための基礎的調査研究（3類に細分）
- E 国語教育の一般的問題についての調査研究（3類に細分）
- F 国語の学習指導法の改善についての調査研究（5類38項目に細分）
- G 国語教育の測定と評価についての調査研究（3類に細分）
- H 国語教育の現状についての調査研究（3類に細分）
- I 国語教育のための参考調査（2類に細分）

これらA～Iの調査研究等を、仮にはあるが、次の三つの研究機関で取り上げるとすると、それぞれの研究機関の課題として適切になるかというとらえ方で検討してみよう。

- (1) 国立国語研究所
- (2) 国立教育研究所
- (3) 都道府県に設けられている各教育研究機関

すでに半世紀以上も経過して時代も社会も大きく変動しているのに、これはたいへん不遜な仮定と言うべきである。また、(3)で掲げる都道府県の各教育研究機関は当時すべての都道府県に設立されていたわけではなかった。そこで、大学の国語教育等の研究室などと読み替えてもよいということにしよう。なお、国立教育研究所は国立国語研究所より約半年遅く設立されている。

これらA～Iの9種類は、当時の優れた指導者であった興水実氏と平井昌夫氏の合議によるものということであるので、国語教育研究としては必要不可欠な調査研究であったのであろう。しかし、仮に上掲の3種の研究機関で扱うとすれば、少なくとも、上掲のA～Iの後半のE～Iの5項目は国立国語研究所が取り組む必要があったとは言にくい。また、A～Dの4項目にしても国立国語研究所が取り組むべきかどうかは、「国語及び国民の言語生活に関する科学的調査研究」という観点から判断すべきであった。まず、「C 国語教育に必要な児童生徒の関心領域の調査」は、「(1) 話題(興味)の調査」をはじめとする調査であるので、国立国語研究所の調査研究としては外すことができよう。そうした判断は国語教育に深い学識をもつ研究者が行うのではなく、国立国語研究所に勤務していた研究員全体が行うべきものであった。ところが、設立された国立国語研究所の取り組むべき調査研究に関する項目等については「全所的」な観点からでなく、縦割りされた部署の個別の判断が専門的な判断ということで優先的に扱われたのである。

この「全所的」という用語は、筆者が国立国語研究所に勤務した1990年ごろには、国立国語研究所の調査研究を方向付ける上できわめて日常的に用いられていた。ところが、国語教育の部署は必ずしもそういう発想が採用されていなかったように思われる。

例えば、「D 国語教育のための基礎的調査研究」は、次の3項目が設定されている。

- (1) 学習基本語彙を設定するための調査研究
- (2) 学習基本文型を設定するための調査研究
- (3) 学習基本漢字を設定するための調査研究

これらの調査研究こそ、「国語教育・政策」のために必須の調査研究であると考えられるが、こうした趣旨の調査研究の成果が1編もないことは残念である。なお、(1)については、2001年に刊行された研究報告117『教育基本語彙の基本的研究—教育基本語彙データベースの作成—』がありはする。本文献は、それまで世に問われていたいわゆる学習基本語彙7種を一つの表に整理したものであって、国立国語研究所が新規に学習基本語彙の作成に取り組んだというものではない。しかも、本文献は、1冊にまとめられている利便性は認められるが、7種のそれぞれの選定に関して読者を納得させるかたちで説明できていない。また、(2)の基本文型、(3)の基本漢字については、かつて所員の科研費などによる個人研究の成果として出版されたものがありはするが、研究所の成果として報告書等と同等の扱いを受けていない。科研費などによる研究

の成果を軽く見る扱いは、平成10年くらいまでの図書館が科研費研究物の報告書を保存しようとしなかった姿勢と軌を一にしている。

3. 国立国語研究所の研究機構

文献1の「昭和24年度の調査研究」には、創設時の研究機構が提示されている。その機構は「現代の言語生活および言語文化に関する調査研究を主とする第1部と、国語教育およびマス・コミュニケーションの調査研究を主とする第2部との二部じたて」である。その第2部（部長・浅井恵倫）には第3～第6の4研究室が設けられ、第3研究室（主任・興水実）、第4研究室（主任・平井昌夫）の2研究室が国語教育を分担している。なお、この国語教育研究の組織上の扱いは、国立国語研究所が独立行政法人の1機関に移行するまでの50年間余り、言語教育研究部になったり、1研究室に統合されたりはするが、調査研究の本質に変化が見られない。すなわち、国立国語研究所の縦割りの研究体制が調査研究に制約と偏向を促進したと言わなければならない。

このことについて少し述べてみよう。個人的な体験であるが、国立国語研究所に勤務していたころ、現職の教師から「最近の国立国語研究所の国語教育の研究は役に立たない」という批判・非難を受けることが少なくなかった。それは逆にいえば、国立国語研究所の国語教育の調査研究は学校現場の教育実践に直接役に立つべきだという見方が「伝統的に」続いていたということである。

ところが、60年経過した現在、今後も活用できる報告書が残っているかという見方で改めて国語教育関係の研究報告を洗い直してみると、実はほとんど残るものがない。以下、そういう観点で、当該の報告書について検討を加えてみよう。

4. これまでに刊行された報告書

手元にある『独立行政法人国立国語研究所（平成15年度概要）』（A4版24ページ）に掲載の「刊行物一覧」は創設以来の報告書等が「内容により分類し掲載」されている。その中の「言語教育及び言語発達」には21編の報告書が刊行年順に掲げられている。それらから4編を抜き出してみよう。

- ① 『小学生の言語能力の発達』（26）〔1964〕
- ② 『幼児の読み書き能力』（45）〔1972〕
- ③ 『児童・生徒の常用漢字の習得』（95）〔1988〕
- ④ 『児童の作文使用語彙』（98）〔1989〕

これら4編が「言語教育及び言語発達」の代表的な報告書である。このことについて少し説明を加えてみよう。上記の21編の中には、次の2編のように上掲の4種に関係付けにくい内容のものもある。しかし、これら以外は、上記の4編に関連させることができそうである。

- ・『少年と新聞—小学生・中学生の新聞への接近と理解—』（6）〔1954〕
- ・『高校生と新聞』（国立国語研究所・日本新聞協会著）〔1956〕

この2編は、当時の小学生から高校生までの新聞とのかかわりを調査した内容で、国語政策・

国語教育の調査研究の一つの方向を示したものであるが、この2編で途切れている。

さて、文献①『小学生の言語能力の発達』は、昭和28年度から37年度まで10年かけて取り組んできた「言語能力の発達に関する調査研究」の小学校の部分の最終報告である。本文献は小学生の言語能力の実態に迫った研究書として当時は教育界から歓迎された。ところが、学習指導要領で、「話すこと」と「書くこと」の2領域を「表現」領域に、「聞くこと」と「読むこと」の2領域を「理解」領域に統合することが可能かどうかを確認する目的を兼ねているところがあり、各領域の統合が実現した時点で本文献はその社会的な役割を終えたとみなされている。

なお、この「言語能力の発達に関する調査研究」の中学校の部分の最終報告が1971年刊行の『中学生の漢字習得に関する研究』である。

次に、文献②『幼児の読み書き能力』は、言語教育研究部に幼児の言語研究の領域が新しく設けられて得られた最初の成果である。文献②をはじめとして、幼児関係の研究報告が次々に刊行されている。文献②の場合、調査研究に取り組んだ時点における幼児の読み書き能力の実態が明らかにされているわけで、時代・社会の移行に伴ってその実態は変化することになる。そういう意味で、調査された時期における実態報告という意味をもつが、それ以上の価値があるわけではない。

次に、文献③『児童・生徒の常用漢字の習得』(95)〔1988〕は、当用漢字表が常用漢字表に改訂されたところで、児童・生徒に対する漢字の学習段階配当を検討した成果が報告されている。本文献は、したがって、常用漢字の学習段階の配当が決定した時点で、その役割を終えることになる。本文献と同様のものに、『常用漢字の習得と指導』(106)〔1994〕がある。本文献もまた、常用漢字の学習段階配当の見直しを目的として調査した成果を報告している。

最後に文献④『児童の作文使用語彙』は、小学校の作文の使用語彙を調査した文献で、これは今後も意味をもつ文献ということができよう。すべての異なり語を五十音順に配列した第一表と、使用度数順に配列した第二表を掲載している。また、それぞれの異なり語の各学年の使用度数を明記している。そういう意味で、本文献は今後も活用する価値を有している。問題点としては各語の合計が提示されていないこと、また、その作成に電子計算機を駆使しているにもかかわらず、その電子情報が活用できるかたちで保存されていないことなどが挙げられる。なお、この文献もまた、調査段階の児童の作文使用語彙の実態を表しはするが、時代の移りとともに新たな調査が必要になることは言うまでもない。

5. まとめ

以上で述べてきたことを改めてとらえ直すと、国語教育部門の取り組みは大きく次の3種にまとめることができる。

- (1) 国語教育・政策を推進するための基礎的な資料の提供に取り組む
- (2) 文部省の学習指導要領や常用漢字表などの作成のための基礎的な資料を提供する
- (3) 教育現場の要請や要求に応える

国立国語研究所の国語教育部署の調査研究は、これら3種の事業に取り組んできた。この部署

の取組みには、報告書として掲示されていない科学研究費による調査報告なども少なくないが、そうした調査研究に取り組んで60年が経過したとすることができる。本稿では、上記の(1)を最善として、(2)および(3)をやや否定的に記述してきた。しかし、(2)は本来の業務として扱うべき事業と言わなければならない。問題は、その目的を完遂した段階で、資料的な価値が半減するということである。次に、(3)は長期的な視野でとらえると、必須の事業とは言い難いが、研究所が創設された時点でいえば、現場の問題点を解決するための調査研究機関は他になかったことを考慮に入れると、これが方向を間違えていたなどと軽く扱うことが正当であるかどうか。

しかし、国立国語研究所が60周年を迎え、新たな機関として生まれ変わる現段階でいえば、次のように箇条書きのかたちで4項目にまとめることができる。

- (1) 「国語教育・政策」の研究題目は、全所的に検討する必要があること
- (2) 長期的に活用できる基礎的な調査研究に取り組む必要があること
- (3) 基礎的な調査研究に共同研究体制で取り組む必要があること
- (4) 例えば、学習基本語彙などの構築に力を入れる必要があること